

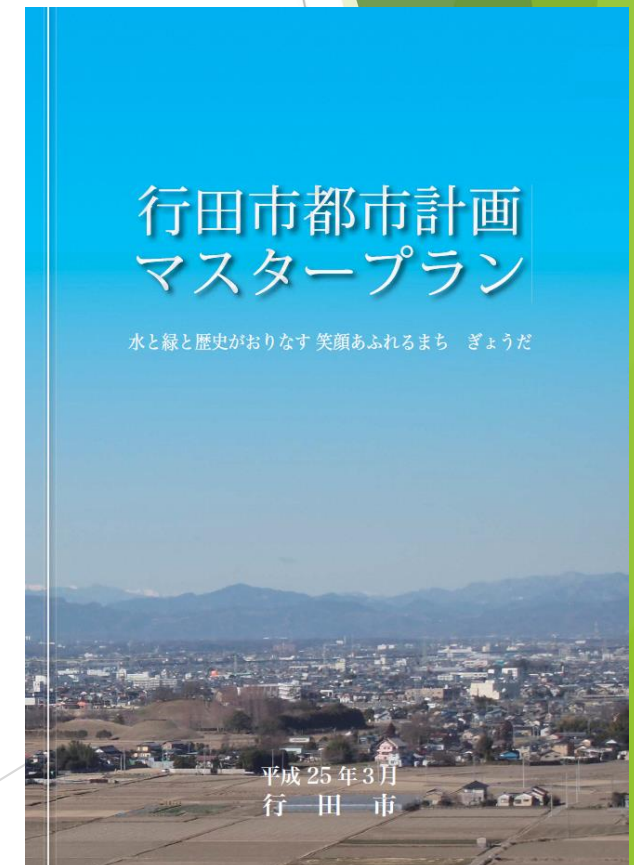
行田市都市計画審議会

『行田市都市計画マスタープランの一部改訂について』

土地利用構想（産業系土地利用検討ゾーン）の見直し

■ 都市計画マスタープランとは

- ▶ 都市計画法第18条の2に規定された「**市町村の都市計画に関する基本的な方針**」として定めるもので、長期的なまちづくりの指針となるもの。
- ▶ 本市における現在の計画は、平成25年3月に策定し、**計画期間は令和15年3月（20年間）**とするもの。



■ 改訂の目的

【令和 6 年度施政方針】

- ▶ **「雇用の創出と開発の促進」** を施策として掲げています。

【企業誘致における開発手法】

- ▶ 市街化調整区域の開発を促進するために、都市計画法の土地利用手法の一つである **「《企業提案型》都市計画法第34条第12号（産業系）区域指定」** を実施することで、開発の可能性が広がります。
- ▶ この開発ができるのは、行田市都市計画マスタープランで産業系土地利用検討ゾーンに位置づけられている場所に限定されることから、**都市計画マスタープランの土地利用構想を見直すことで新たな開発候補地を創出**するものです。

■ 改訂概要（土地利用に関する方針）

現計画

【課題】

- ▶ 産業を活性化する土地利用の見直し

【方針】

- ▶ 地域経済や雇用の安定に向けた交流拠点や産業拠点を充実させる

【施策】

- ▶ 幹線道路沿道の土地利用の見直し
⇒ 沿道サービス施設等の誘導
- ▶ 産業系土地利用への見直し
⇒ 産業系用途の土地利用検討

改訂後の計画

【課題】

- ▶ 産業を活性化する土地利用の見直し

【方針】

- ▶ 地域経済や雇用の創出に向けて企業誘致が可能な事業用地を充実させる

【施策】

- ▶ 産業系土地利用への見直し
⇒ 産業系用途（流通業務施設・工業施設・商業施設）の土地利用の検討

■ 改訂概要（土地利用構想図）

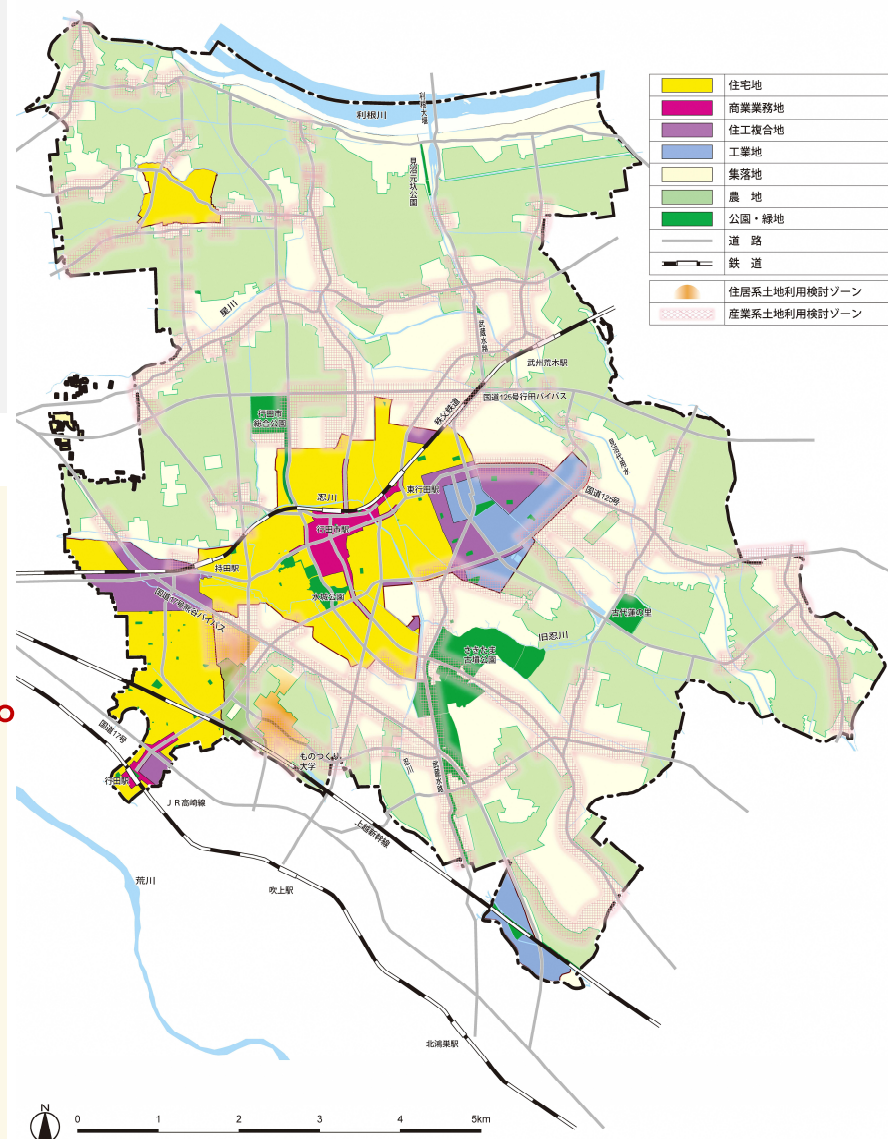
＜土地利用に関する方針＞

- ▶ 方針 3)
地域経済や雇用の安定に向けた交流拠点や産業拠点を充実させる。

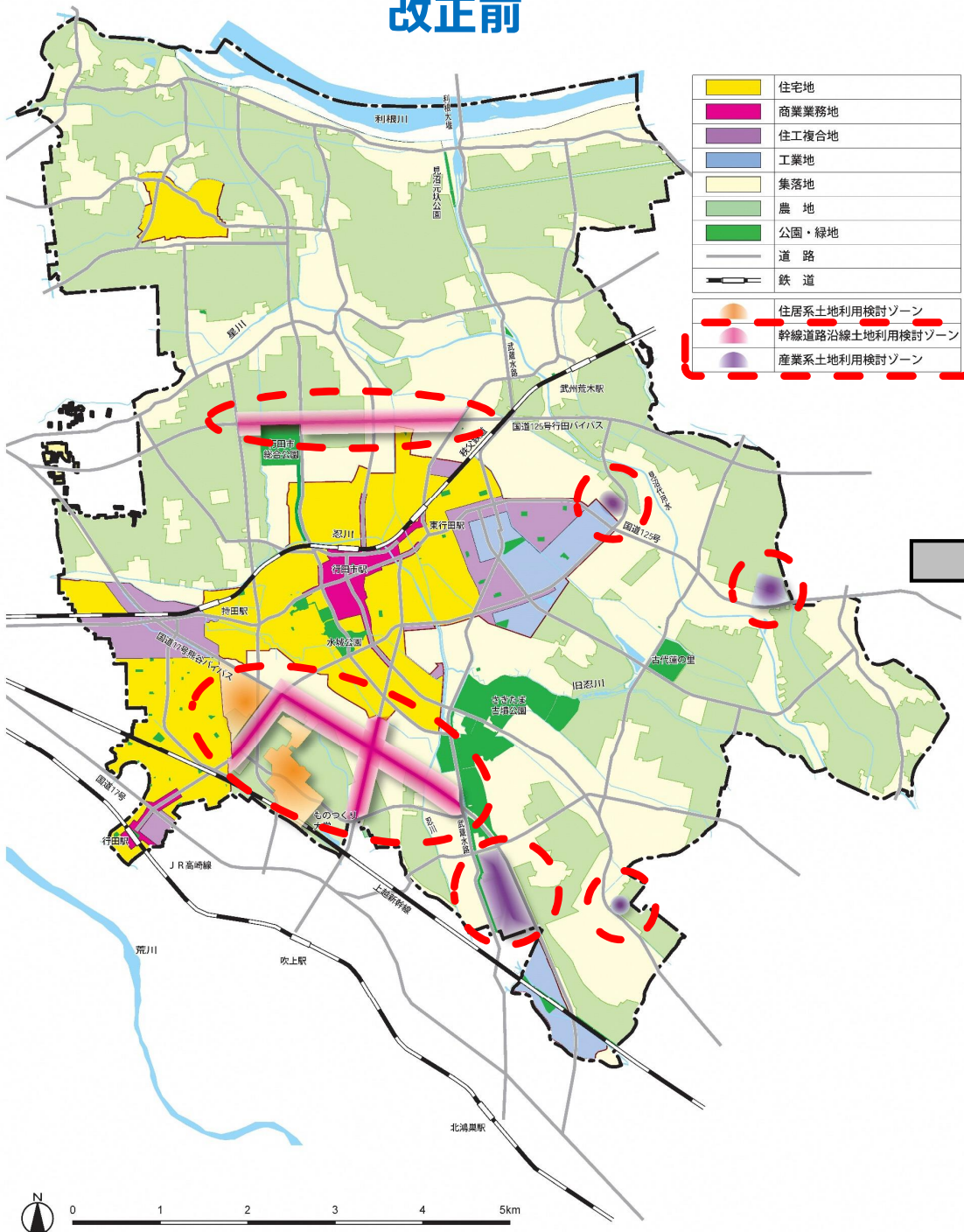
- (1) 幹線道路沿道の土地利用の見直し
(2) 産業系土地利用への見直し

- ▶ 方針 3)
地域経済や雇用の創出に向けて企業誘致が可能な事業用地を充実させる。

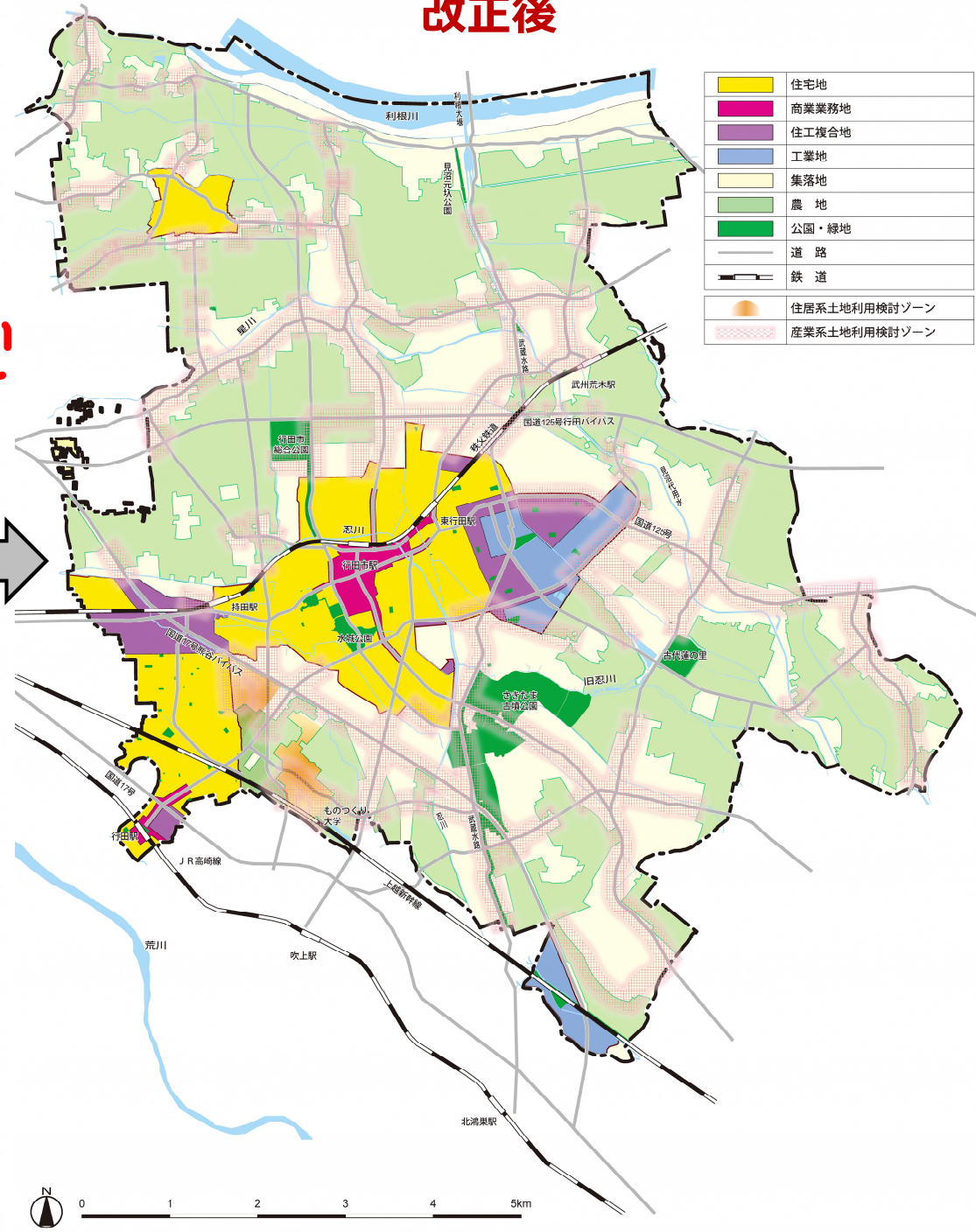
- (1) 産業系土地利用への見直し
○ 産業系土地利用検討ゾーン（幹線道路の沿線）
○ 幹線道路（幅員9m以上の国道・県道・市道）の沿線で土地利用が見込まれる場所において、新たな産業系用途への土地利用を検討します。



改正前



改正後



■ スケジュール

対象	手法	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
市	土地活用 検討委員会	3/25									
市	内部作業		4/22契約 委託業務							決裁	公表
市議会	議員説明				6/24						
市民	パブリック コメント					7月中					
市	都市計画 審議会							本日			